

東京家政大学・東京家政大学短期大学部オープンアクセス方針 実施要領

この要領は、「東京家政大学・東京家政大学短期大学部オープンアクセス方針」（以下「本方針」という。）の実施に必要な事項を定めるものです。

（趣旨）

1 東京家政大学・東京家政大学短期大学部（以下「本学」という。）は、本学において生産された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与しその成果を社会に還元することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

（1）オープンアクセスとは

インターネット上で、学術研究成果を誰でも無償でアクセスできる状態のことです。

（2）オープンアクセスのメリット

研究成果の可視性が高まり、論文が引用される可能性も高くなります。また研究成果を社会に還元し、活用を促進することにつながります。

※本方針は研究成果の公開を促進し、オープンアクセスの実現を目指す大学全体としての意思表示です。

（3）オープンアクセスの種類

① グリーン・オープンアクセス

機関リポジトリ等により、無料で公開する方法。著者の費用負担は発生しません。

② ゴールド・オープンアクセス

出版社や学協会のサイト等で、無料公開する方法。著者が APC(Article Processing Charge：論文掲載料)の支払を行う。

※本方針は研究成果を東京家政大学機関リポジトリによって公開する、グリーン・オープンアクセスの姿勢を示すものです。

（研究成果の公開）

2 本学は、本学に在籍する研究者等によって、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された学術研究成果（以下「学術研究成果」という。）を可能な限り、広く公開する。ただし、学術研究成果の著作権は本学に移転しない。

（1）研究者の範囲

本方針の対象となる「本学に在籍する研究者等」とは、以下の通りとします。

- ① 本学に在籍する専任及び非常勤の教職員
- ② 本学に在籍する学生及び大学院生
- ③ その他、機関リポジトリ小委員会が認めたもの

（2）離職後の研究成果の取扱い

本学に在籍する研究者等が退職した後も、在籍時にリポジトリに登録した成果物は引き続き保存・公開されます。

(3) 対象の資料

本方針の対象となる「学術研究成果」とは、以下の通りとします。

- ① 学術論文（学術雑誌論文、紀要論文、プレプリント、学会発表論文等）
- ② 学位論文（博士論文、要旨集）
- ③ 教育資料（講義資料、講演資料、歴史的資料等）
- ④ 報告資料（公的機関への学術報告書等）
- ⑤ その他公開可能な教育・研究資料（機関リポジトリ小委員会が認めた資料）

(4) 著作権

本学リポジトリに登録した場合、研究成果の著作権が本学に移転することはありません。

(適用範囲)

3 本方針は、本方針施行後に出版または公表された学術研究成果に適用する。

本方針の制定以前に公表された研究成果については適用されません。ただし、本方針が策定される前に公表された研究成果も可能な範囲で本学リポジトリへの登録を推奨します。

(公開方法)

4 学術研究成果の公開は、東京家政大学機関リポジトリその他当該学術研究成果の著者が選択する方法によるものとする。

(1) 公開先

本学が責任を持って研究成果を蓄積し、アクセスを恒久的に保障するため、本方針では東京家政大学機関リポジトリによる登録を推奨します。
機関リポジトリに関する事項は「東京家政大学機関リポジトリ運用指針」に基づき行います。

※その他学術研究成果の公開のために著者が選択する方法には以下があります。

- ① 著者が論文掲載料（APC）を負担し、出版社等が論文をオープンアクセスにする
- ② 外部の機関が設置するリポジトリ等に登録し、公開
- ③ 研究者のウェブサイト等にて公開

(2) 機関リポジトリへの登録

図書館が代行して行います。なお学内部局等が発行する紀要等の出版物については、部局等の依頼により、図書館が一括して登録します。

(3) 登録方法

リポジトリに登録可能な学術研究成果は出版社等が許諾した版に限ります。共著者への同意確認は著者が行うものとします。

(適用除外)

5 著作権その他の理由により、公開に支障があると当該著作者又は本学が判断した場合には、当該学術研究成果を公開しない。

➤ 「公開に支障」の例

研究者からの申出有無にかかわらず本学が公開不適切と判断し、当該研究成果を公開しないケースとしては、以下のような場合があります。

- ① 個人情報やプライバシーに関する内容が含まれ、インターネット上での公開が不適切な場合
- ② 捏造、改ざん、盗用、剽窃など、研究活動における不正行為があった場合
- ③ その他、機関リポジトリ小委員会が公開を不適切と判断した場合

※機関リポジトリに登録された学術情報等の内容に関する責任は著者が負うものとします。

(その他)

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して別に定める。

本方針の実施にあたり、この要領の内容及び定めのない事項については、必要に応じて学内関連部署等の関係者間で協議し、改訂します。

(施行日)

7 本方針は令和7年4月1日から施行する。

本実施要領は令和7年4月1日から施行となります。